

# 現 場 説 明 書

## [建設工事]

|                          |                                                                        |      |     |     |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|------|-----|-----|
| 工 事 名                    | R8ゼロ元荒川第4処理分区下水道工事(第1工区)に伴う配水管移設工事                                     |      |     |     |
| 工 事 場 所                  | 熊谷市原島地内                                                                |      |     |     |
| 工 期                      | 契約締結日から 令和9年3月25日 まで                                                   |      |     |     |
| 予 算 区 分                  | 単 独                                                                    | 経費区分 | 単 独 | 合 算 |
| 設計図書等公開日                 | 公告文に記載のとおり                                                             |      |     |     |
| 入 札 書 提 出 期 間            | 公告文に記載のとおり                                                             |      |     |     |
| 入 札 保 証 金                | 公告文に記載のとおり                                                             |      |     |     |
| 契 約 保 証 金                | 公告文に記載のとおり                                                             |      |     |     |
| 建 退 共                    | 建設業退職金共済証紙購入・状況報告書の提出義務                                                |      |     | あり  |
|                          | 建設業退職金共済証紙添付・実績報告書の提出義務                                                |      |     | あり  |
| 工 事 カ ル テ                | 工事カルテ受領書(写し)の提出義務                                                      |      |     | あり  |
| 建設リサイクル法                 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用                                               |      |     | あり  |
| 前 払 金                    | 熊谷市公共工事前金払事務処理要領及び熊谷市公共工事中間前金払事務処理要領の規定に基づき、前払金を支払う。                   |      |     |     |
| 部 分 払                    | なし                                                                     |      |     |     |
| 契 約 書 作 成 方 法            | 白表紙黒文字製本                                                               |      |     |     |
| 工 事 概 要                  | 別添仕様書のとおり                                                              |      |     |     |
| 工 事 全 般 に 伴 う<br>留 意 事 項 | 1 工事全般について                                                             |      |     |     |
|                          | (1) 工事実施にあたり契約書の設計図書を完全に理解し、堅実で正確な施工をしなければならない。                        |      |     |     |
|                          | 特に配管工事は水道工事に精通した技能者をあたらせること。                                           |      |     |     |
|                          | (2) 現場代理人は、必ず業者名を入れた腕章をつけること。                                          |      |     |     |
|                          | (3) 道路使用の許可は、受注者の責任において受けること。                                          |      |     |     |
|                          | (4) 工事に伴う借地、地元との調整等は、受注者の責任において行うこと。                                   |      |     |     |
|                          | (5) 工事に伴う第三者への被害は、受注者の責任において対処すること。                                    |      |     |     |
|                          | 受注者の責任と認められない場合は、必ずこれを証する書類を提出しなければならない。                               |      |     |     |
|                          | (6) 地元からの苦情等は速やかに監督員に連絡し指示に従うこと。                                       |      |     |     |
|                          | 2 安全対策について                                                             |      |     |     |
|                          | (1) 交通誘導員は、積算参考資料(積算参考資料一覧表)のとおり。                                      |      |     |     |
|                          | (2) 安全対策については、必ず安全責任者を指定し、常に工事現場及び交通等の安全管理に万全を尽くし、安全訓練活動を積極的に行うこと。     |      |     |     |
|                          | (3) 安全施設等は、現場状況に合せ設置し、住民・通行者及び通行車両等にわかりやすく親切で安全な対応をすること。また常に保守点検をすること。 |      |     |     |
|                          | (4) 歩行者、二輪車の通行帯・各戸の出入り及び仮駐車場等を確保し、地域住民の生活に支障がないよう受注者の責任において対処すること。     |      |     |     |
|                          | (5) 資材運搬・積降及び工事用機械類の運転等において、必ず誘導員を置いて危険防止に努めること。                       |      |     |     |
|                          | (6) 危険が予測される場合には、安全対策を講ずること。                                           |      |     |     |
|                          | (7) 埋設物・工作物等に隣接する箇所を掘削する場合は、安全上位の措置を行うこと。                              |      |     |     |
|                          | 3 工事施工について                                                             |      |     |     |
|                          | (1) 作業工程は、監督員と密に連絡を取り、工程の打合せを行い、週間工程表を提出すること。                          |      |     |     |
|                          | (2) 工事仕様書の内容と現場状況及び施工方法に疑義が生じた場合には、文章をもって協議すること。                       |      |     |     |

|      |                                                                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3)  | 工事着工前に、工事施工計画書・承諾書及び材料検査請求書を2部提出すること。                                                               |
| (4)  | 現場の調査・測量等を行い現場確認の報告をすること。                                                                           |
| (5)  | 地下埋設物等については、当該占用者と十分に連絡調整をすること。                                                                     |
| (6)  | 同現場内及び隣接地で他工事がある場合には、当該担当者と工程・地元対応及び交通規制等十分に連絡調整すること。                                               |
| (7)  | 使用材料は承諾書及び材料検査に合格した物を使用すること。なお、品質管理を十分に行い、施工時点でも品質チェックを怠らないこと。                                      |
| (8)  | 掘削は、慎重に行い、周辺に被害を及ぼさないように注意すること。                                                                     |
| (9)  | 埋戻しは、各層（1層20cm以内）に分けて丁寧に行なうこと。<br>また、沈下・陥没等に十分留意し努力すること。                                            |
| (10) | Co・As塊の処分先は、埼玉県許可の再生プラントを原則とする。<br>なお、産業廃棄物取引証明書を提出すると共に搬入状況写真を撮ること。                                |
| (11) | 石綿セメント管の撤去作業を行う場合には、石綿障害予防規則を遵守すること。                                                                |
| (12) | 各工事の作業に必要な有資格者を適切に配置すること。                                                                           |
| (13) | 工事現場内の維持管理は、契約日から引渡しまでの間、受注者の責任において行うこと。                                                            |
| (14) | 残土の仮処分及び処分先を報告し、搬入・搬出状況写真を撮ること。                                                                     |
| (15) | 境界杭及び測量杭等をやむを得なく抜く必要及び復元する場合は、必ず地権者の立会を求め了解を得てから行うこと。なお、控えは細かにとり記録し監督員に提出するとともに防護も頑丈にし、常に管理を怠らないこと。 |
| (16) | 街区基準点の復元については、測量法に基づき信頼できる精度を有する成果としなければならない。                                                       |
| (17) | 工期厳守。工期内に関係書類を全て提出し完了検査受験体制をとること。                                                                   |
| 4    | 現場代理人、主任技術者について                                                                                     |
| (1)  | 現場代理人は、この契約の履行に関し工事施工時は常駐すること。ただし、「熊谷市建設工事請負に係る現場代理人の緩和に関する取扱要領」の取扱による。                             |
| (2)  | 主任技術者について、「熊谷市建設工事請負における技術者の専任に係る取扱要領」の取扱による。                                                       |
| 5    | 工事検査について                                                                                            |
| (1)  | 社内検査を実施し報告すること。                                                                                     |
| (2)  | 完成検査にあたっては、現場代理人、主任技術者が立会いのうえ検査を受けること。                                                              |
| (3)  | 工事完了検査は熊谷市建設工事請負契約約款及び「熊谷市建設工事検査規則」による。                                                             |
| 6    | 建設業退職金共済証紙添付状況の確認                                                                                   |
| (1)  | 工事が完了したときは、熊谷市建設工事請負契約約款第31条に基づく工事完成通知と併せて建設業退職金共済証紙添付実績報告書を提出するものとする。                              |
| (2)  | 共済証紙の添付実績は、受注者が自ら雇用した対象労働者への共済証紙添付実績を記載した添付実績報告書を併せて報告するものとする。                                      |
| 7    | その他                                                                                                 |
| (1)  | 談合等の疑いが生じた場合には、入札を取りやめる。                                                                            |
| (2)  | 一括下請け工事は認めない。                                                                                       |
| (3)  | 再生資源利用【促進】計画書については、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成を行い、工事登録証明書と併せて提出すること。                                 |
| (4)  | 本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」の対象工事である。                                                             |
| (5)  | 本工事は、熊谷市「閉所型 完全週休二日制(土日)」の試行対象工事である。                                                                |